

次期福山市障がい者プラン策定支援業務委託

プロポーザル 募集要項

2025年（令和7年）6月2日

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課

目 次

1	業務の目的	1
2	業務概要	1
	(1) 業務名	
	(2) 業務内容等	
	(3) 業務履行期間	
	(4) 委託費	
3	選定方法及び契約方法	1
4	参加資格	1
5	参加申込の手續等	1
	(1) 担当課	
	(2) 選考スケジュール	
	(3) 募集要項等の配付期間、配付場所及び配付方法	
6	質問書の受付及び回答の公表	3
	(1) 質問書提出期間	
	(2) 質問書の提出方法	
	(3) 回答	
7	参加申込書の作成等	3
	(1) 受付期間	
	(2) 提出場所	
	(3) 提出方法	
	(4) 提出書類及び部数	
8	プロポーザル参加資格の確認	3
	(1) 参加資格確認結果の通知	
	(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い	
9	企画提案書の作成等	
	(1) 受付期間	4
	(2) 提出場所	4
	(3) 提出方法	4
	(4) 提出書類及び部数	5
10	企画提案書の評価及び評価基準	
	(1) プレゼンテーションの実施	6
	(2) 評価基準・評価項目	6
	(3) 受注候補者の特定	6
	(4) 選定結果の通知	7
	(5) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い	7
11	契約の締結	7
12	失格条件	7
13	その他の留意事項	7～8

次期福山市障がい者プラン策定業務委託プロポーザル募集要項

1 業務の目的

次期福山市障がい者プランに係る策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザルを実施し、提案された企画を審査のうえ、委託業者を決定する。

2 業務の概要

(1) 業務名称

次期福山市障がい者プラン策定支援業務

(2) 業務内容等

次期福山市障がい者プラン策定業務に関するコンサルタント及び作成支援業務
別紙「次期福山市障がい者プラン策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日（水）まで

(4) 委託費

9,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度額とする。

2025年度（令和7年度）	5,100,000円
2026年度（令和8年度）	4,600,000円

3 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者から提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、業務委託を効果的かつ効率的に実施できる法人等であり、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 公告の日から起算して過去5年以内に、国又は地方公共団体が策定した障害者計画、障害福祉計画又は障害児福祉計画行政の基本計画策定等に関する業務の受託実績を有すること。

5 参加申込の手続等

(1) 担当課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎1階）

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課

電 話：084-928-1062（直通）

FAX：084-928-1730

E-mail：shougai-fukushi@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項 目	日 程
公告	2025年（令和7年）6月2日（月）
募集要項等の配布	公告の日から2025年（令和7年）6月16日（月）まで
参加申込書、資格要件に係る書類等の受付	公告の日から2025年（令和7年）6月16日（月）まで
質問書の受付	公告の日から2025年（令和7年）6月10日（火）まで
質問に対する回答期限・回答方法	2025年（令和7年）6月12日（木） 本市のホームページに掲載します。 (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/ 以下同じ。)
資格審査結果の通知及び企画提案書等の提出要請	2025年（令和7年）6月19日（木）
企画提案書等の受付期間	2025年（令和7年）6月20日（金）から同年7月3日（木）まで
審査（プレゼンテーション）	2025年（令和7年）7月15日（火）（予定）
審査結果の通知	2025年（令和7年）7月17日（木）（予定）

(3) 募集要項等の配布期間、配布場所

ア 配布期間

2025年（令和7年）6月2日（月）から2025年（令和7年）6月16日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 配布場所・方法

上記（1）の場所での交付又は本市ホームページからダウンロード

6 質問書の受付及び回答の公表

(1) 質問書の受付期間

2025年（令和7年）6月2日（月）から6月10日（火）（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を添付した電子メールを障がい福祉課（5（1）のメールアドレス）に送信すること。

※ 質問書のファイル形式は、Microsoft Wordとすること。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

※ メール送信の際は、件名に「次期福山市障がい者プラン策定支援業務委託に関する質問」と記した上で送信すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2025年（令和7年）6月2日（月）から同月16日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は6月16日（月）午後5時必着）とする。

(2) 提出場所

上記5（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで）

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～サの書類を作成し、各1部を提出すること。

（イ、エ、オ及びカについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたものの。）

ア 参加申込書（様式1）

イ 商業登記簿謄本（写しでも可）

ウ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表

法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し

エ 市税の完納証明書

写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。た

だし、本市における納税義務のない者は申立書（様式2）を提出すること。

オ 納税証明書

写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書。

カ 印鑑証明書（原本）

キ 使用印鑑届（様式3）

実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。

ク 委任状（様式4）

契約締結等に関する権限を支社長、営業所長等に委任する場合に提出すること。

ケ 誓約書（様式5）

コ 受託実績報告書（様式6）

過去5年以内の受託実績について、概要が分かる資料（契約書、報告書、新聞記事等のいずれか）を添付してください（写しでも可）。

サ 業務実施体制（様式7）

※ 本市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがあります。

8 プロポーザル参加資格の確認

6で提出された申込書類をもとに参加資格の確認を行う。

（1）参加資格確認結果の通知

2025年（令和7年）6月19日（木）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

（2）参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

（1）受付期間

2025年（令和7年）6月20日（金）から同年7月3日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（郵送の場合は7月3日（木）午後5時必着）とする。

（2）提出場所

上記5（1）に同じ。

（3）提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで）

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書及び見積書（様式8） 1部

イ 企画提案書（本文） 10部

次の項目について、企画提案書を作成すること。

（項目）

（ア）次期障がい者プランの策定に対する考え方

a 障がい福祉施策の現状や課題についての考え方

b 本市ホームページに掲載する他の関連計画を踏まえた本計画の 役割・位置付け

c 本業務に取り組むにあたり、重要と考える点

（イ）本業務の実施方法

a 本業務実施の方向性及びその実現に向けた考え方

b 計画に実効性を持たせるための工夫

c 業務（作業）の実施方針及び作業工程

（ウ）その他独自の提案事項

※ 注意事項

- ・企画提案書は、日本工業規格A4判型横書きとし、10枚程度（内容のみの枚数。表紙や目次等は除く。）とすること。
- ・文字の大きさは、10ポイント以上（図表は除く）とすること。
- ・使用する言語は日本語、通貨は円とすること。
- ・提案者が特定できる表記及びマーク社章は記入しないこと。
- ・説明等は分かりやすい表現を用い、図表や写真等も適宜使用して、読みやすい構成とすること。
- ・企画提案書の審査については、「10 企画提案書の評価及び評価基準」のとおり。
- ・PDFデータを5（1）のメールアドレス宛に電子メールにて、あわせて提出すること。

ウ 見積書 1部

2か年分の業務全体の見積書及びそれを年度ごとに分けた見積書をそれぞれ1部ずつ（業務全体の見積額と年度ごとの見積額の合計が一致すること。）提出すること。

また、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

※ 本市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがあります。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに次期福山市障がい者プラン策定支援業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査を行う。なお、契約候補者の審査に当たっては、別表の審査項目及び評価内容に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価、採点し、審議の上選定する。

（１）プレゼンテーションの実施

ア 日時

2025年（令和7年）7月15日（火）

イ 企画提案の所要時間

- ・プレゼンテーション20分程度
- ・評価委員からの質疑10分程度

ウ プレゼンテーションの方法

- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、Web会議システムを活用して実施します。なお、審査は対面で行うため、審査出席者全員がモニターに映るように調整すること。なお、当該システムの通信テストが必要な場合は2025年（令和7年）7月10日（火）に行いますので、予め上記5（1）まで連絡すること。
- ・提案説明時に通信障害等が発生した場合であっても、提案説明の続行が不可能な場合を除き、所定の時間内に説明を終了すること。本市が続行不可能と判断した場合は、一時中断し、通信状況が修復したのちに再開するものとする。詳細については、別紙「通信障害等によりプレゼンテーションの時間を変更等する場合の取扱い」を参照すること。

エ 注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、原則、審査対象としない。

（２）評価基準・評価項目

別表のとおり

（３）受注候補者の特定

上記の審査項目に基づき、選定委員会において総合的に判断し、評価が最も高い者を受注候補者として特定する。

(4) 選定結果の通知

2025年(令和7年)7月17日(木) (予定)

企画提案書の提出者全員に選定結果を通知する。なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、選定委員会において受注候補者としての適否を審査する。

1.1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、選定委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積り合わせの上、契約を締結する。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 上記2委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 募集要項の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1.3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。

- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書類は返却しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用できませんが、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定する。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとします。この場合、本市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、募集要項の記載内容に同意したものとします。